

第22回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙 啓発委託事業仕様書

1 事業の目的

第22回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙（以下、それぞれ「知事選」「県議補選」という。）の投票日及び投票環境（投票時間等）について周知するとともに投票総参加を呼びかけることを目的とする。

2 コンセプト

- 幅広い世代の有権者はもとより、投票率が特に低い傾向にある若年層（10代、20代、30代）の有権者が進んで投票に行くような、創意工夫された企画の提案であること。
- 使用する媒体、手法の特性を十分に活用し、インパクトがあり人目を引くものであること。
- 事業内容のデザイン、コンセプトが統一されていて分かりやすく、有権者が投票所へ足を運ぶ動機付けとなるものであること。

3 企画・制作上の条件

- 確実に実施可能な企画の提案であること。
- 高校生や大学生など若者が参加する企画を検討すること（校内放送やイベントでのチラシ配布など）。
- 候補者の氏名、あるいは政党名を連想させるようなものでないこと。
- 性差別的な内容でないこと、男女共同参画社会を考慮した内容であること。
- 福島県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）と十分に協議の上、企画及び制作に着手し、完成後直ちにその検収を受けること。
- 企画、制作された作品の著作権の帰属は、県選管とすること。

4 事業の内容

(1) テレビスポットの企画・制作・放送

- テレビスポットの企画・制作
 - 15秒スポット
 - ナレーションについては、「投票日4日前まで」、「投票日3日前から投票日前日まで」、「投票日当日」用の3種類を作成すること。
- 放送局（民放4局）
福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島
- テレビスポットの放送
36回×4局＝144回
(回数については各局36回を最小限とし、契約額の範囲内で上回ることも認める。)
- 放送時間及び回数（1局当たり）
 - 期間
令和4年10月21日（金）から10月30日（日）（投票日含む前10日間）
 - 回数（放送時間帯）
 - A タイム 8回
 - 特Bタイム 10回（出来る限り、18:00～19:00の時間帯に放送）
 - B タイム 18回（出来る限り、7:00～9:00、23:00～24:00の時間帯に放送）

【放送時間帯の区分】※ 放送時間帯は目安

Aタイム・・・19:00～23:00

特Bタイム・・・12：00～14：00、18：00～19：00

Bタイム・・・7：00～9：00、14：00～15：00、17：00～18：00、23：00～24：00

ウ 備考

1日につき3回以上の放送とすること。

⑤ 企画・制作上の条件

ア 幅広い世代の有権者に呼びかけるものとする。

イ 音声なしでも内容がわかるようにテロップ等を入れること。

ウ 不在者投票制度及び期日前投票制度の周知を含む内容とする（テロップ可）。

エ 県選管ホームページの案内を含む内容とする（テロップ可）。

オ 若者の政治や選挙に対する関心を高めるとともに若者に訴求する内容とする。

カ アニメーション等を用いることも可能。

キ 動画の最初または最後に県作成のステートメントムービー（2秒間）を挿入すること（素材は県選管から提供）。

⑥ 納品等

県選管の検収後、DVD（2枚）及び「YouTube」で再生可能な形式の動画ファイルで納品すること。

⑦ 履行確認

令和4年11月30日（水）まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面（放送確認書）を提出すること。

(2) ラジオスポットの企画・制作

① ラジオスポットの企画、制作

ア 30秒スポット

イ ナレーションについては、「投票日4日前まで」、「投票日3日前から投票日前日まで」、「投票日当日」用の3種類を作成すること。

② 企画・制作上の条件

ア 不在者投票制度及び期日前投票制度の周知を含む内容とする。

イ 県選管ホームページの案内を含む内容とする。

③ 納品等

県選管の検収後、CD（2枚）で納品すること。

(3) ラジオ福島及びふくしまFMでのラジオスポットCMの放送

① 放送回数

24回×2局＝48回

（回数については各局24回を最小限とし、契約額の範囲内で上回ることを認める。）

② 放送期間及び回数

ア 期間 令和4年10月24日（月）から10月30日（日）（投票日含む前7日間）

イ 放送時間帯及び回数（1局当たり）

特Aタイム 14回

Aタイム 10回

【放送時間帯の区分】※ 放送時間帯は目安

特Aタイム・・・7：00～9：00、11：00～12：00、17：00～19：00

Aタイム・・・6：00～7：00、9：00～11：00、12：00～17：00、19：00～24：00

ウ 備考

1日につき3回以上の放送とすること。

- ③ 放送内容
4(2)により制作したラジオスポットCM
- ④ 履行確認
令和4年11月30日(水)まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面(放送確認書)を提出すること。

(4) ラジオ福島、ふくしまFM以外の県内ラジオ局でのラジオスポットの放送

- ① 放送局
 - ア FM POCO (福島コミュニティ放送)
 - イ FM-MotCom (Mot.comもとみや)
 - ウ KOCOラジ (郡山コミュニティ放送)
 - エ ULTRA FM (こぶろ須賀川)
 - オ FM愛'S (エフエム会津)
 - カ FMきたかた (喜多方シティエフエム)
 - キ SEA WAVE FMいわき (いわき市民コミュニティ放送)
- ② 放送回数
各放送局において放送期間中1日2回以上
(各局20回を最小限とし、契約額の範囲内で上回ることを認める。)
- ③ 放送期間及び時間帯
 - ア 期間 令和4年10月24日(月)から10月30日(日) (投票日含む前7日間)
 - イ 放送時間帯 17:00~20:00
- ④ 放送内容
4(2)により作成したラジオスポットCM
※CMの長さを各放送局に合わせて調整すること。
- ⑤ 履行確認
令和4年11月30日(水)まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面(放送確認書)を提出すること。

(5) 啓発用ポスターの企画・制作・配送

- ① 規格 B2版
- ② 仕様 以下2種類とする。
 - Aタイプ (知事選のみのデザインのもの)
 - Bタイプ (県議補選併記のデザインのもの)
 - ※キャッチコピーを作成する場合は、幅広い世代の有権者に投票を呼びかけるものとする。
- ③ 数量 Aタイプ 10,000枚
Bタイプ 3,000枚
- ④ 納期
 - ア 県選管、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会 (約11,480枚、約67カ所)
令和4年10月5日(水)
 - イ 県内の高校・大学・短大・専門学校 (約1,400枚、約170校)
令和4年10月7日(金)
 - ウ 県内の自動車教習所 (約120枚、全38校)
令和4年10月7日(金)
- ⑤ 納入方法
県選管、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会、県内の高校・大学・短

大・専門学校及び県内の自動車教習所に指定された数量を直接納入すること。Aタイプ、Bタイプそれぞれの納入先、納入数量については別途指示する。

また、県選管に令和4年10月5日（水）までに電子データ（CD-ROM 1枚）を納品すること。

⑥ 企画・制作上の条件

ア 不在者投票制度及び期日前投票制度の周知を含む内容とすること。

イ 県選管ホームページの案内を含む内容とすること。

ウ 県選管ホームページのURLが格納された二次元コード（別紙附属資料参照）を記載すること。

エ 「福島県選挙管理委員会 福島県明るい選挙推進協議会」と記載すること。

オ テレビスポットCMと統一的なデザインとすること。

カ 2枚組での掲示を目的とするポスター、両面ポスターは認めない。

キ 県選管以外に納入する際には、別途用意する通知文を添付して送付すること。

ク 発送時の差出人は「会社名（依頼元：福島県選挙管理委員会事務局）」内容は「第2回福島県知事選挙啓発ポスター」とすること。

(6) ホームページ作成・管理及びSNS運用業務等（知事選挙及び県議会議員補欠選挙広報用ホームページの開設等）

① 実施期間

県選管が指定する日から投票日翌日まで

② ホームページの内容

ア 知事選及び県議補選の告示日が異なるため、県議補選の告示日が到来するまでは知事選についてのみ記載し、県議補選の告示日が到来してからは、知事選に加え県議補選についても併記すること。

イ 投票日及び期日前投票・不在者投票制度に関する情報は必ず盛り込むこととし、県選管提供の「期日前投票の手続」「不在者投票の手続」に関する動画を埋め込むこと。

ウ 県選管提供の「期日前投票所及び不在者投票所の設置一覧」を掲載すること。

エ その他の内容については別途指示又は協議の上決定する。

③ 企画・制作上の条件

ア スマートフォン対応版も作成すること。

イ テレビスポットCM、啓発用ポスター等と統一的なデザインとすること。

ウ 作成したテレビCM、ラジオCM等の啓発素材をホームページに掲載すること。

エ 県選管公式Twitterページ、県選管公式Facebookページ、県選管公式Instagramページをホームページに埋め込むこと。

オ ホームページ開設にかかるドメイン及びサーバーは新規取得すること。

カ ホームページの更新又は停止については、土日祝日も含めて24時間作業を行える体制を整えておくこと。

④ その他

ア 県選管公式Twitterページ、県選管公式Facebookページ及び県選管公式Instagramページが若年層の有権者に「シェア」または「リツイート」、及び「いいね」されるための方策を提案すること。

イ SNSについてはTwitter、Facebook、Instagramの活用を必須とし、告示日から県選管アカウント（Twitter、Facebook、Instagram）でカウントダウン投稿を行うための素材を作成すること。カウントダウン用の素材については、ポスターとデザインをあわせて統一感を出すこと。

ウ 公示日～投票日までの間は、Twitter、Facebook、Instagramの県選管アカウントを運用し上記イを含む選挙啓発に関する投稿を行うこと。県選管アカウントのID及びパス

ワードは契約後に情報提供するものとし、運用にあたっては県選管と協議の上投稿を行うこと。

(7) インターネット広告

若年層を中心に幅広い世代の有権者に投票日及び期日前投票期間を周知し、投票への参加を呼びかけるため、SNSやインターネット等を活用し、広告媒体や広告形式も含め、より啓発効果が期待できる広告等を提案すること。

なお、動画広告については、原則としてテレビスポットCMの素材を活用すること。

① 広告種類

ア SNS広告 (Twitter、Facebook、Instagram、LINE) 【必須】

イ 動画広告

ウ バナー広告 など

② 媒体 (例)

ア Twitter 【必須】

イ Facebook 【必須】

ウ Instagram 【必須】

エ LINE 【必須】

オ Youtube

カ Yahoo!

キ Google

ク SmartNews

ケ TikTok など

③ 広告期間

令和4年10月21日(金)から10月30日(日) (投票日含む前10日間)

※ただし、10月30日(日)は正午までとする。

④ 広告内容

テレビスポットCM素材、啓発用ポスター素材

※必要に応じて加工すること。

⑤ 条件

ア エリアを福島県内に限定

イ PC、タブレット端末、スマートフォン向けに配信。

ウ 各媒体の出校に必要なアカウントは新規取得すること。

エ 令和4年11月30日(水)まで、実際に配信されたインプレッション数(実配信imp数)の分かる書面により報告すること。

オ 動画のスキップ可、1秒でも表示されていれば1カウントに数える。

(8) 広報車用CD作成・配送

① 作成内容 (原稿は別途県選管から提供)

A 広報車用 (公示日)

B 広報車用 (公示日翌日から投票日前々日まで)

C 広報車用 (投票日前日)

D 広報車用 (投票日)

E 庁内放送用 (公示日)

F 庁内放送用 (公示日翌日から投票日3日前まで)

G 庁内放送用 (投票日前々日)

② 作成数量

- ア 広報車及び庁舎用音楽CD 67枚（A～Gの7種類を1枚に録音）
※CD表面に各トラックのタイトルを記載すること（テプラテープ可）。
- イ 庁舎用音楽CD 3枚（E、F、Gをそれぞれ1枚に録音）
※CD表面にトラックのタイトルを記載すること（テプラテープ可）。
- ウ 高校放送用音楽CD 140枚（Bのデータを録音）
※CD表面に「高校放送用」と記載すること（テプラテープ可）。
- エ 記録用データCD 1枚（7種類（A～G）のデータを入れたもの）

③ 納品先

県選管で検収後、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会（約67カ所）及び県内の高校・大学・短大・専門学校約170校）に指定された数量を直接納入すること。
なお、県選管以外に納入する際には、別途用意する通知文を添付し、4（5）啓発ポスターと併せて送付すること。

④ 納期

- ア 県選管、県内7地方事務局、県内59市町村の選挙管理委員会
令和4年10月5日（水）
- イ 県内の高校
令和4年10月7日（金）

⑤ 条件

- ア 収録に際しては、県内の高校生及び大学生等（短期大学生及び専門学校も含む）を起用すること。
- イ 収録後は県内の高校生・大学生等にナレーションを担当していただいたことを特設ホームページ及びSNS県選管アカウント（Twitter、Facebook、Instagram）に掲載・投稿し、啓発の相乗効果を図ること。

（9） 若年層の有権者を対象とした啓発事業

① 事業内容

投票率が低い傾向にある若年層に対して政治や選挙への関心を高め、投票を促すため、特に啓発効果が高い媒体、手法により、啓発事業を行う。

② 対象

10代、20代の有権者又は家族連れの有権者

③ 実施期間

令和4年10月14日（金）から10月29日（土）（短期集中型でも可。）

④ 企画の例

- ア 学生や家族連れの参加によるCM・広告等の作成
- イ 学生や家族連れを対象とした啓発資材の作成
- ウ 学生や家族連れが集まる場（大学、野球やサッカー等の試合会場、イベント会場等）における広報、ブース設営
- エ 県内の飲食店（ファミリーレストラン等）における、テーブルステッカーの掲示及びPOSレジ液晶CMによる啓発

⑤ 留意事項

- ア 参加型の啓発事業の場合、確実に対象者の参加が見込まれる事業内容であること。
- イ 飲食物の提供は行わないこと。
- ウ 啓発資材の配布等を実施する場合、会津地方、中通り地方及び浜通り地方それぞれで1回以上実施すること。
- エ イベント事業の実施に当たっては、十分な感染症対策を講じること。

(10) 大型ビジョン広告

① 広告媒体及び回数

ア	ATi VISION (郡山市)	15回/日以上
イ	ラトブ (いわき市)	10回/日以上
ウ	とうほう・みんなのスタジアム (福島市)	1回/日以上
エ	福島トヨタクラウンアリーナ (福島市)	1回/日以上

(契約額の範囲内で上回ることも認める。)

② 広告期間

・ア及びイ…令和4年10月19日(水)から10月30日(日)の間における連続した7日間

・ウ…福島県が別に指定する日(令和4年10月23日(日))を想定)

・エ…福島県が別に指定する日(令和4年10月22日(土)、23日(日))を想定)

③ 広告内容

テレビスポットCM素材

※必要に応じて加工すること。

④ 条件

ア 令和4年11月30日(水)まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面を提出すること。

イ とうほう・みんなのスタジアム、福島トヨタクラウンアリーナについては、サッカー及びバスケットのプロスポーツチームによる試合会場とされており、当該試合の休憩時間等に、大型モニター及びそれと同等の設備(例えば、チームが会場に持ち込んだ大型モニター等)を用いることを想定しているため、県選挙管理委員会と協議の上業務を進めること。

(11) スーパー等店舗の広告

① 広告媒体及び回数

ア	イオンチャンネル	100回/日以上(保証回数:1,008回/7日間)
イ	イトーヨーカドーTV	100回/日以上(保証回数:800回/7日間)
ウ	ミニストップ POSレジ液晶CM	400回/日以上

(契約額の範囲内で上回ることも認める)

② 広告期間

令和4年10月24日(月)から10月30日(日)(投票日含む前7日間)

③ 広告内容

テレビスポットCM素材

※必要に応じて加工すること。

④ 条件

ア エリアを福島県内に限定

イ 令和4年11月30日(水)まで、上記の内容が適切に履行されたかを確認できる書面を提出すること。

5 委託契約額

「17,140,000円」以内(消費税含む)

6 日程等

実施要領及び別紙2「想定スケジュール」を参照。

7 その他留意事項

- (1) 知事選及び県議補選が無投票になった場合、委託料の支払は、県選管と協議の上、決定すること。
- (2) この仕様書に定められていること以外は別途協議して決める。

〔特記仕様〕 各事業の実施日程について

- 1 各事業の実施日程は、選挙期日を令和4年10月30日と想定して設定したものである。
- 2 実際の選挙期日が前項の期日より遅くなった場合は、その日数分、各事業の実施日程を繰り下げることとする。
- 3 選挙期日が変更となった場合は、県選挙管理委員会事務局が直ちに連絡する。
- 4 納期の指定のある事業の納期については、別途指示する。

[別紙附属資料]

県選管ホームページのURL及び二次元コードについて

- URL
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>
- 二次元コード



※ 掲載する二次元コードが変更になった場合は、県選管が、別途指示した二次元コードを掲載すること。